

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第258号)の一部を次のように改正する。

別表第3 溝辺ふれあい温泉センターの部中「250円」を「310円」に、「2,500円」を「3,100円」に、「5,000円」を「6,200円」に、「130円」を「160円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「2,600円」を「3,200円」に、「310円」を「250円」に改め、同表横川健康温泉センターの部一般浴室の項中「250円」を「310円」に、「2,500円」を「3,100円」に、「5,000円」を「6,200円」に、「130円」を「160円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「2,600円」を「3,200円」に改め、同表横川健康温泉センターの部ボランティア室の項及びふれあい室の項中「130円」を「150円」に改め、同表横川健康温泉センターの部大会議室の項中「130円」を「200円」に改め、同表備考中「250円」を「310円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市温泉センターの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。